

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月5日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(目的) 第1条 この規則は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育に支障のない範囲内において市民のスポーツ及びレクリエーション、生涯学習その他公共活動の場として開放することにより、市民の健康の増進、情操のかん養及び教養の向上をはかることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育に支障のない範囲内において市民のスポーツ及びレクリエーション、生涯学習、 <u>中学生のクラブ活動</u> その他公共活動の場として開放することにより、市民の健康の増進、情操のかん養及び教養の向上をはかること <u>並びに中学生にスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することを</u>

	目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
	<u>(4) 中学生クラブ活動開放 中学校の運動場、体育館、武道場及び特別教室（理科室、音楽室、美術室、木工室、金工室、調理室、被服室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び和室をいう。以下同じ。）を中学校又はこれに準ずる学校に在学する者（市内に住所を有する者に限る。）のクラブ活動の場としてその使用に供することをいう。</u>
<u>(4)・(5) (略)</u>	<u>(5)・(6) (略)</u>
(開放施設及び使用できる者)	(開放施設及び使用できる者)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
	<u>11 中学生クラブ活動開放のための開放施設（以下「中学生クラブ活動開放施設」という。）を専用使用することができる者は、あらかじめ委員会において、名称、事務所の所在地、代表者の氏名及び住所その他必要な事項の登録を受け、かつ、登録証の交付を受けた団体に限るものとする。</u>
(使用許可申請の手続)	(使用許可申請の手続)
第5条 (略)	第5条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項の使用申込書は、使用の日の属する月の1月前までは受理しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	4 前項の使用申込書は、使用の日の属する月の1月前 <u>(中学生クラブ活動開放施設を専用使用する場合にあっては、使用の日の属する月の2月前の月の3日)</u> までは受理しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
5 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。	5 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

	<p><u>ただし、第4号に該当する場合にあっては、中学生クラブ活動開放の目的に使用するときに限り、使用を許可することができる。</u></p> <p>(1) スポーツ開放、学習開放<u>又は生涯学習開放の目的以外の目的に使用するとき。</u></p> <p>(2)～(6) (略) (使用の許可の変更及び取り消し)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第5項に該当する事由が生じたとき。</p>	<p><u>(1) スポーツ開放、学習開放、生涯学習開放又は中学生クラブ活動開放の目的以外の目的に使用するとき。</u></p> <p>(2)～(6) (略) (使用の許可の変更及び取消し)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第5項各号（同項ただし書の規定により許可を受けた者にあっては、同項第4号を除く。）のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p>
--	--	--

別表第1に次の1表を加える。

中学生クラブ活動開放

学校の名称	開放施設
名古屋市立今池中学校、名古屋市立振甫中学校、名古屋市立若水中学校、名古屋市立あずま中学校、名古屋市立豊国中学校、名古屋市立日比津中学校、名古屋市立前津中学校、名古屋市立丸の内中学校、名古屋市立伊勢山中学校、名古屋市立白山中学校、名古屋市立北山中学校、名古屋市立円上中学校、名古屋市立宮中学校、名古屋市立日比野中学校、	運動場及び体育館

名古屋市立八幡中学校、名古屋市立はとり中学校、名古屋市立当知中学校、名古屋市立桜田中学校、名古屋市立明豊中学校、名古屋市立志段味中学校、名古屋市立滝ノ水中学校、名古屋市立千鳥丘中学校、名古屋市立東陵中学校、名古屋市立香流中学校、名古屋市立高針台中学校及び名古屋市立天白中学校	
名古屋市立津賀田中学校、名古屋市立左京山中学校及び名古屋市立猪子石中学校	運動場、体育館及び特別教室
名古屋市立神丘中学校	体育館、武道場及び特別教室
名古屋市立城山中学校、名古屋市立東星中学校、名古屋市立千種台中学校、名古屋市立千種中学校、名古屋市立富士中学校、名古屋市立志賀中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立大曾根中学校、名古屋市立八王子中学校、名古屋市立浄心中学校、名古屋市立菊井中学校、名古屋市立名塚中学校、名古屋市立山田中学校、名古屋市立平田中学校、名古屋市立笛島中学校、名古屋市立豊正中学校、名古屋市	運動場、体育館、武道場及び特別教室

立川名中学校、名古屋市立田光中学校、名古屋市立萩山中学校、名古屋市立汐路中学校、名古屋市立沢上中学校、名古屋市立一色中学校、名古屋市立長良中学校、名古屋市立昭和橋中学校、名古屋市立供米田中学校、名古屋市立港北中学校、名古屋市立新郊中学校、名古屋市立大江中学校、名古屋市立守山東中学校、名古屋市立森孝中学校、名古屋市立山西中学校、名古屋市立吉根中学校、名古屋市立神沢中学校、名古屋市立有松中学校、名古屋市立上社中学校、名古屋市立牧の池中学校及び名古屋市立御幸山中学校	
--	--

前各項以外の中学校	運動場、体育館及び武道場
-----------	--------------

別表第 2 に次の 1 表を加える。

中学生クラブ活動開放

開 放 月 日	開 放 時 間
1月7日から12月23日まで（土曜日及び日曜日に限る。）とする。ただし、開放施設ごとに委員会が定める日を開放しない日とする。	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分までとし、開放施設ごとに委員会が定める。

別表第 3 に次の 1 表を加える。

中学生クラブ活動開放

使 用 区 分		使 用 料 の 額	
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時30分から午後 4 時30分まで
運動場		800 円	800 円
体育館	冷暖房設備を使用する場合	2,100 円	2,100 円
	冷暖房設備を使用しない場合	900 円	900 円
武道場		900 円	900 円
特別教室		600 円	600 円

別記様式注 2 の項中「スポーツ開放施設又は生涯学習開放施設」を「スポーツ開放施設、生涯学習開放施設又は中学生クラブ活動開放施設」に改める。

附 則

- この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の名古屋市学校施設開放に関する規則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づく許可の申請その他中学生クラブ活動開放施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市学校施設開放に関する規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書は、改正後規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。